

衆議院 第二百一回国会 国土交通委員会 議 録 第十七号

令和二年六月三日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 土井 亨君

理事 小里 泰弘君 理事 金子 恭之君

理事 工藤 彰三君 理事 根本 幸典君

理事 三ツ矢憲生君 理事 小宮山泰子君

理事 福田 昭夫君 理事 岡本 三成君

理事 秋本 真利君 理事 小田原 潔君

理事 大塚 高司君 理事 大西 英男君

理事 鬼木 誠君 理事 門 博文君

理事 神谷 昇君 理事 小林 茂樹君

理事 佐々木 紀君 理事 田所 嘉徳君

理事 田中 英之君 理事 谷川 とむ君

理事 土屋 品子君 理事 中村 裕之君

理事 長坂 康正君 理事 鳩山 二郎君

理事 深澤 陽一君 理事 堀井 学君

理事 三谷 英弘君 理事 宮内 秀樹君

理事 築 和生君 理事 山本 拓君

理事 荒井 聰君 理事 伊藤 俊輔君

理事 西岡 秀子君 理事 広田 一君

理事 古川 元久君 理事 馬淵 澄夫君

理事 道下 大樹君 理事 矢上 雅義君

理事 谷田川 元君 理事 伊藤 涉君

理事 北側 一雄君 理事 高橋千鶴子君

理事 井上 英孝君

国土交通大臣 赤羽 一嘉君

国土交通副大臣 青木 一彦君

国土交通大臣政務官 御法川信英君

国土交通大臣政務官 門 博文君

国土交通大臣政務官 佐々木 紀君

政府参考人 (内閣府地方創生推進室次長) 長谷川周夫君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 長岡 寛介君

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 島田 勸資君

政府参考人 (中小企業庁次長) 鎌田 篤君

政府参考人 (中小企業庁経営支援部長) 渡邊 政嘉君

政府参考人 (国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官) 瓦林 康人君

政府参考人 (国土交通省総合政策局長) 蒲生 篤実君

政府参考人 (国土交通省鉄道局長) 水嶋 智君

政府参考人 (国土交通省海事局長) 大坪新一郎君

政府参考人 (国土交通省港湾局長) 高田 昌行君

政府参考人 (国土交通省航空局長) 和田 浩一君

政府参考人 (国土交通省北海道局長) 水島 徹治君

政府参考人 (観光庁長官) 田端 浩君

国土交通委員会専門員 宮岡 宏信君

六月二日

マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(参議院送付)

同日

自家用有償旅客運送の拡大ではなく地域公共交通の充実を求めることに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第六四〇号) ライドシェア(白タク)の合法化に反対することに関する請願(近藤昭一君紹介)(第八一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(参議院送付)

国土交通行政の基本施策に関する件

○土井委員長 これより会議を開きます。

国土交通行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官瓦林康人君、総合政策局長蒲生篤実君、鉄道局長水嶋智君、海事局長大坪新一郎君、港湾局長高田昌行君、航空局長和田浩一君、北海道局長水島徹治君、観光庁長官田端浩君、内閣府地方創生推進室次長長谷川周夫君、外務省大臣官房審議官長岡寛介君、経済産業省大臣官房審議官島田勸資君、中小企業庁次長鎌田篤君及び経営支援部長渡邊政嘉君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○土井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○土井委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。西岡秀子さん。

○西岡委員 おはようございます。会派立国社、国民民主党、西岡秀子でございます。

本日は、質問の機会をいただき、ありがとうございます。

でございます。早速質問に入らせていただきます。まず、ゴー・トゥー・キャンペーン事業について質問をいたします。

お許しをいただいで、一問目と二問目をまとめて質問をさせていただきます。

ゴー・トゥー・キャンペーン事業開始までの準備として、全体事務局の公募、自治体、観光業者など事業者への説明会、また地域クーポン加盟店の登録、そして国民の皆様への周知などが行われますけれども、今まさに全体事務局の公募について募集が開始されたところでございますけれども、感染の状況は別として、実務上、事業開始可能な時期について、その見込みがいつになるのかということについて御説明をお願いいたします。

○田端政府参考人 ゴー・トゥー・トラベルの事業の關係は、先月の二十六日に事務局公募を開始しました。今月の八日の公募締切り後、事業者選定をして事務局を立ち上げるということになっております。今御指摘ございましたように、参加の事業者の募集あるいは地域共通クーポン加盟店の募集ということを行ってまいります。しっかりと周知を徹底していきたいと思っております。

現時点で日程については未定であります。事業を開始するための準備に、全体として少なくとも二カ月前後の時間を要するというふうに見ております。

また、事業の開始につきましても、今後の感染状況とか専門家の御意見を踏まえて検討を進める必要がありますので、現時点で具体的な開始時期について申し上げることは差し控えてさせていただきますが、観光業界の皆様は今大変苦しい状況下でございますので、少しでも早く事業の効果が発現できるようにしっかりと準備を進めて、効果的な事業の実施に努めてまいりたいと思っております。

そこです。質問したいんですけども、この指針には、やはり、漁業との共生を図ってほしいという協議会の意向を十分に反映すべきだと思いますが、どうか。

続けて質問します。千葉県や銚子市は、少なくとも地元名洗港をメンテナンス港湾として位置づけるように要望していますが、国としてもそれを応援すべきと思いますが、どうでしょうか。

二つ御答弁お願いいたします。

○高田政府参考人 お答えいたします。  
国土交通省といたしましては、再エネ海域利用法に基づき、現在、経産省と連携しまして、洋上風力発電の導入促進に取り組んでおります。既に、御指摘のとおり、促進区域の指定に向け、千葉県銚子市沖を始めとした四つの有望な区域につきましては、経済産業省及び国交省による区域の状況調査を行うとともに、地元関係者や関係行政機関等が参画する協議会を組織したところであります。

また、同法第九条第六項におきまして、「協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。」というふうにごされております。私どもとしまして、同法に基づき、公募指針の作成において、協議会における協議の結果を尊重しまして適切に対応してまいりたいと思っております。  
また、名洗港についての御指摘がございました。これまでの協議会の中で、銚子市から、建設作業員の輸送のためメンテナンスのための名洗港の活用につきまして要望がなされております。さらに、本年二月には、銚子市、銚子市漁業協同組合及び銚子商工会議所からも、洋上風力発電施設建設及び建設後の運転管理、メンテナンスのための拠点となる港湾として、名洗港の機能整備について要望を承っております。

私どもとしまして、これらを踏まえながら、メンテナンス時における名洗港の活用につきまして、千葉県や銚子市を始めとする関係者の方々

ともにしっかりと検討を進めてまいります。  
○谷田川委員 ありがとうございます。しっかりとバックアップしていただきたいと思っております。では、コロナウイルスの問題で大変苦しんでいる現場の声を二つ紹介して質問したいと思っております。

成田空港周辺には空港関連産業がたくさんあります。開港して四十二年になりますが、まさに今開港以来の危機だと思っております。売上高が九割以下というのがもうメジロ押しなんです。

それで、航空会社に対する支援について、ここで私、質問しましたけれども、それについては国交省も、航空業界をしっかりと支えるんだという答弁がありました。その航空産業をしっかりと支える業、例えばグラウンドハンドリングとかそういった会社もあるということ、ぜひ、もう釈迦に説法でございますけれども、そういった会社がもし倒産することになったら、幾ら復便しようと思っても立ち上がれませんよ。

ある日本の航空会社の子会社がグラウンドハンドリングの会社に、復便のときにはやはり人材を確保してもらわないと困るので、我々も協力を支払うから雇用を維持してくれ、そういう方針があったんだけど、先週、いや、それはなかったことになってくれと言われたらしいんです。それだけ航空会社自体も厳しいという状況なんです。

ですから、この辺、ぜひ航空関連産業に対する支援をしっかりと検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。  
○和田政府参考人 お答えを申し上げます。航空輸送は、グラウンドハンドリング、給油、ケータリングなどの多くの事業者によって支えられておりまして、これらの事業者も経営に大きな影響を受けていることから、しっかりと支援をしていく必要があると考えております。

国土交通省といたしましては、これらの事業者の要望を踏まえまして、空港会社等と連携をして、賃料の免除や支払い猶予等を実施するとともに

に、雇用調整助成金や国税、地方税の猶予など、活用可能な支援策について航空関係事業者に広く周知徹底を行っているところであります。

今後とも、状況を注視するとともに、空港会社や航空関係事業者のお話を伺いながら、必要な支援策について引き続き検討してまいります。

○谷田川委員 どうぞよろしくお願いたします。もう一つ悲痛な声なんです。持続化給付金なんです。

五月の下旬に申請したんです。そのときに、二週間ぐらいで振り込まれる、そういう話だった。ところが、現在に至ってまだ振り込まれていないし、ちよつと言いわけめいたメールが一通来ただけだ。

何か当初の予定より大分狂っているんです。この原因は何なのか。これはもう、生きるか死ぬか、瀬戸際の人々がたくさんいるんです。ですから、あらゆる手だてを使って早急に振り込むようにすべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。  
○鎌田政府参考人 持続化給付金につきましては、特に経営状況が苦しい事業者の皆様への継続を支援するため、使途に制限のない現金給付という思い切った措置を講ずるものでございます。委員御指摘のとおり、事業者の皆様は一刻も早く現金をお届けすることが何よりも重要と認識をしております。

こうした中、まさに委員御指摘のとおり、事業者の方々から、申請から既に二週間以上が経過しているといった声をいただいていることにつきましては認識しておりまして、経済産業省としましては、こうした声を重く受けとめ対策を講じているところでございます。

まず、審査の体制などにつきましては、この一カ月の間に、約二千九百人の人員による交代制で夜間、休日を含めて対応するという形で、大幅な増強を講じているところでございます。

また、これまで申請されたもののうち四割を超える申請に何らかの不備ですとか確認が必要な項目が存在しております。これが一つの大きな遅延の理由になっているという面もございまして、ですから、事務局としましては、少しでも早く給付できるように、申請者に差し戻すのではなくて、できる限り証拠書類に基づきまして事務局で補正を行うというような取組をしております。

また、そもそもそのような不備が起きないようということもございまして、申請システムの改善をするといった取組も進めているところでございますけれども、いづれにしましても、厳しい状況に置かれている事業者の皆様は一刻も早くお届けできるように、今後とも必要な改善を重ね、給付の迅速化に向けて全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○谷田川委員 全力でお願いしたいと思います。それでは、ゴー・トゥー・キャンペーンについて質問する前に、さつき西岡委員の質問に対しての赤羽大臣からの発言で、私がかのう観光庁から聞いた数字が違うので、ちよつと確認しておいてください。

北海道、九州、それぞれのふつこう割は、事務経費の予算は大体二三割だったというんです。結果、かかった経費は、北海道の方は何と三割、それから九州は一五割と私は聞いています。九州の方よりも北海道の方がすごく競争原理が働いたので三割になったというんです。先ほどの答弁と違いますので、ちよつと数字を確認しておいてください。後の方で質問しますので。

それで、まず、ゴー・トゥー・キャンペーンの予算案が発表されたのは四月七日なんです。さつき鳥田さんの方から、急いでやる必要がある、そういう話だったけれども、だけれども、この業者を募集する要項が五月二十六日ですよ。一カ月半もかかっているじゃないですか。遅過ぎると思いませんか。

○鳥田政府参考人 お答えを申し上げます。この間の政府の対応といたしまして、まずは新型コロナウイルス感染症の拡大防止、あるいは事業の継続、まさに事業をやめざるを得ないというふうな方々に対して、それを何とか維持して

いただくというための対応というものを何よりもまず最初に実施をしたいということで、例えば、政府系金融機関による実質無利子無担保の融資を民間の金融機関にも拡大するかどうか、あるいは、極めて厳しい状況にある中小、中堅の企業等の法人に対しては二百万円、個人の事業者には百万円といったことを上限とした現金給付を行う、まずはそういった施策を全力で進めてきたところでございます。

そうした中で、五月二十五日の基本的対処方針におきまして、七月の末ごろまでに外出自粛を段階的に緩和する計画というものが盛り込まれたというものでございます。これを受けて、その翌日の二十六日からこのキャンペーンの公募を開始した、そういったところになってございます。(谷田川委員「いいです、もういいです」と呼ぶ)はい。

○谷田川委員 わかりました。

時間がないので順次質問していきたいんですが、この業者を決めるに当たっては、第三者委員がしっかりと審議して決まるという話なんです、この第三者委員の氏名等が特定される情報は開示できないということですが、それは、私は現時点では了とします。もしそれが明らかになりますと、関係者からいろいろな圧力が来て、公正な審議ができない。

それはそれでいいんですけども、しかし、やはり委員の人数とか、その委員がどのような職種の人とか、できる範囲で教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほど委員御指摘のとおり、具体的な個人名の公表は差し控えていただきますが、その構成につきましても、観光、飲食、イベント、商店街、それぞれの分野の有識者、計六名で構成をするという形にしたいと考えてございます。

○谷田川委員 赤羽大臣、この六名の方の氏名は、大臣は御存じですか。

○赤羽国務大臣 私は観光分野の責任者ですの

で、観光分野における有識者二名の候補者について、今事務的に検討を進めさせていただいているという過程にございます。

○谷田川委員 事務的に検討を進めるということでは、まだ決まっていないということですか。

○赤羽国務大臣 候補者は出ておりますけれども、まだ最終的には決まっておらないと承知してございます。

○谷田川委員 ということは、ほかの四名の方も決まっていないということですか。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。

本事業の円滑な執行の観点から、観光分野の有識者は二名、飲食分野の有識者は二名、イベント分野は有識者一名、商店街分野の有識者一名の計六名というふうに考えてございます。

この方々につきましては、企画提案書の締切りである六月の八日までにそれぞれ担当省庁として選定をしていくというふうなことで考えてございます。

○谷田川委員 ちょっとびっくりしました。私はもう決まっていると思っただけです。わかりました。

それで、私はやはり、第三者委員会がこの一兆七千億もの予算を扱って決めるわけですから、少なくともその委員の氏名と審議の状況を示した議事録というものはいざいざ公表すべきだと思っておりますよ。公表するお考えはありませんか。

○島田政府参考人 個別の事業の採択、不採択を選定する審査会でございますので、委員の氏名あるいは議事録等についても公表は考えておらないところでございます。

○谷田川委員 これは私、この間、経産省の事務方から聞いたんですけれども、第三者委員会が決めた結論はたとえ大臣であっても覆りません、そういう話だったんです。そういう理解でよろしいですね。

○島田政府参考人 まさに第三者委員会は公正中立な観点で審査をしていただくということでございますので、第三者委員会の決定というものが

しっかりと尊重されるものと考えております。

○谷田川委員 今、尊重されるという言葉をお使いになりましたか。どうぞ。

○島田政府参考人 第三者委員会の審査を踏まえて決定するというものでございます。

○谷田川委員 ということは、最終的に誰が決定することになるんですか。

○島田政府参考人 本事業の発注元でございます省庁でございます。

○谷田川委員 ということは、経産大臣が最終的な責任者という理解でよろしいですか。

○島田政府参考人 済みません。第三者委員会で決定したもので実施をいたします。

○谷田川委員 もう一回確認しますよ。

この間、経産省の担当者の方は私の質問に対して、大臣であろうと第三者委員会の結論は覆りませんとはっきりおっしゃったんです。それで、今何か尊重するなという言葉を使ったから改めて聞いたんです。もう一回言ってください。

○島田政府参考人 恐縮でございます。契約の当事者という観点で省庁と申し上げましたが、実質の内容を決めるのは、第三者委員会の決定に従って契約を進めるということでござい

○谷田川委員 そうすると、第三者委員会、今はいいですよ、やはり審議に影響するから、名前とかを公表するのは、それは私も了としますよ。だけれども、事業が終わった後とか問題ない時期に、やはりしっかりとその議論の中身とか議論した人の氏名は公表すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○島田政府参考人 お答えを申し上げます。第三者委員会の委員の氏名、あるいはどのようなかコメントをしたのか、さらに評価点数等について、事後であっても、公正であるべき公募手続に係る意思決定の中立性が大きく損なわれるおそれ

があると考えてございます。そのような事態の発生は、今後、同様の公募事務を実施する際に有識者として選定することに非常に困難を伴うおそれもございますので、公表することは差し控えていただきたいと思いますというふうに考えてございます。

いずれにしても、中立公正な審査というものをしっかりと担保するように努めてまいりたいと思っております。

○谷田川委員 いや、だって、いずれその名前を明かさないと、どんな審議をしたかというのがわからないと、公正かどうかで検証できないじゃないですか。おかしいですよ、それは。しっかりと検討し直してもらいたいと思います。

それで、この募集要領、五月二十六日に出されたやつを私よく読んでみれば、非常にびっくりしているのはなぜかというところ、こういう表現があるんですよ。新型コロナウイルス感染症の再流行などによる緊急事態宣言の再発の発出など新たな事態が生じた場合、事業の実施中においても見直しを図ることがありますとの表現なんですね。これは、この要領に三回も同じ表現があるんですよ。

ということは、経産省自体も、いや、この事業は変更は十分ある、なかなか大変な事業だと認めているようなものじゃないですか。こういう表現を三回も入れるんだしたら、もう撤回した方が私はいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○島田政府参考人 今回の事業は、新型コロナウイルスの感染症の拡大状況というものを逐一踏まえながら実施をしなければならぬという非常に難しい事業であるというふうに考えてござい

ます。この新型コロナウイルスの感染症が再び大きな流行とならないように、拡大防止に向けて引き続き全力をかけていくことが重要であると考えてございますが、それと同時に、経済の復活といったような、甚大な影響を受けた事業者の皆様のご需要喚起といったことも一方やらなければなら